

神奈川県私立中学校設置に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条の規定に基づき神奈川県知事を所轄庁とする私立中学校（以下「中学校」という。）の設置については、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号。以下「設置基準」という。）によるものとし、その取扱いについてはこの基準に定めるところによる。

(名称)

第2条 中学校の名称は、中学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の学校の名称とまぎらわしいものであってはならない。

(教職員)

第3条 中学校には、校長、教頭、教諭、司書教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは教頭又は事務職員を置かないことができる。

2 中学校には、各学級ごとに専任の教諭1人以上を置くものとする。

3 教諭の半数以上は、他の職を兼ねることができない。

4 養護教諭については、第1項の規定にかかわらず、当分の間置かないことができる。

5 司書教諭については、第1項の規定にかかわらず、法令で定める規模以下の中学校にあっては、当分の間置かないことができる。

(施設及び設備の自己所有等)

第4条 中学校の施設及び設備は、原則として、設置者の専用かつ自己所有とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実に認められる場合には、校地、校舎について自己所有であることを要しない。

(1) 借用部分が賃貸借契約の締結等により、20年以上の長期借用をできることが確実に認められる場合

(2) 借用部分が国又は地方公共団体の所有で、長期借用が困難である場合であって、短期借用しなければならない相当の理由があると認められる場合

2 前項各号に該当する場合において、借用後の各年度における賃借料と他の借入金に係る償還額（元利合計）の合計が当該学校（設置の認可にあっては、修業年限相当年数経過後）の年間事業活動収入の5分の1以内であること。

3 中学校の教育研究上の目的を達成するうえで、やむを得ない理由があり、長期借用が困難な特別の事情がある場合は、短期借用とすることができる。

4 中学校の施設及び設備は、原則として、担保に供されたものであってはならない。ただし、次の各号の全てを充たし、教育上及び学校運営上支障がないことが確実に認められる場合には、この限りでない。

- (1) 中学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。
- (2) 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付による担保であること。
- (3) 前号の担保に関する適正な償還計画があり、当該担保が設置者の資産状況等からみて施設及び設備を長期にわたり使用するうえで支障がないと認められること。

(校舎及び運動場の面積等)

第5条 中学校の校舎床面積及び運動場面積は、設置基準第8条第1項別表に定める校舎及び運動場の面積以上とする。

- 2 校舎、主たる運動場及び体育館は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、特別の事情があり、主たる運動場を補完する従たる運動場が校舎から通常の交通機関をもって片道1時間以内の地域に所在する場合は、運動場面積に算入することができる。
- 3 運動場面積に算入できる従たる運動場については、10年以上常時専用することができる権利を有している場合には設置者の自己所有であることを要しない。

(校舎に備えるべき施設)

第6条 校舎には、次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育上支障がない場合は、第1号及び第2号の施設を除き、一つの施設をもって他の施設に兼用することができる。

- (1) 学級数に相当する普通教室
- (2) 保健室
- (3) 理科教室、音楽教室、美術教室、技術・家庭科教室
- (4) 図書室
- (5) 校長室、会議室、教員室、事務室

(他の学校等の施設の使用)

第7条 前条の施設及び運動場を除き、その他の施設については、やむを得ない特別の事情があり、教育上及び安全上支障がない場合は他の学校等の施設を使用することができる。

- 2 中学校は、同一の設置者が併設する学校がある場合は、前条第1号の施設を除き、併設する学校の施設及び設備を使用することができる。ただし、幼稚園の園舎及び運動場は、使用することができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、同一の設置者が小学校、中学校及び高等学校を併設する場合において、中学校が、併設する学校の校舎を使用することができるのは、併設する小学校又は高等学校のいずれか一方とする。
- 4 第2項による使用面積のうち中学校の施設面積に算入できるものは、共用する各学校の収容定員により按分して算定する。

(給水施設等)

第8条 中学校には、学校の規模に応じて、保健衛生上必要な給水施設を備え、その水質は衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

2 中学校には、学校の規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

(資金)

第9条 中学校の設置に係る資金については、原則として、全額を学校を設置しようとする者の自己資金によるものとする。ただし、第1号から第4号の全てを充たし、学校運営上支障がない場合はこの限りでない。

(1) 学校の施設、設備の取得及び建設のための資金に係る負債額は、その資金の4分の1以内であること。

(2) 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付による負債であること。

(3) 適正な償還計画があり、学校設置後の各年度の償還額(元利合計)が修業年限相当年数経過後の当該学校に係る年間事業活動収入の5分の1以内であること。

(4) 学校を設置しようとする者の総負債額が総資産額の3分の1以内であること。

2 中学校の設置者は、第4条第1項ただし書きの場合であって、校地又は校舎どちらか一方を自己所有としない場合には、設置認可の申請時において、原則として当該借用とする校地又は校舎の開設年度を含め3年間の賃借料に相当する額を保有していなければならない。

3 中学校の設置者は、第4条第1項ただし書きの場合であって、校地及び校舎をともに自己所有としない場合には、設置認可の申請時において、原則として当該設置しようとする学校の開設年度を含め3年間の経常経費に相当する額の運用資金を保有していなければならない。

(設置計画書の提出等)

第10条 中学校を設置しようとする者は、学校設置認可申請書を提出する前に、別に定める学校設置計画書を知事に提出し、その承認を得るものとする。

2 知事は、設置計画書を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴くものとする。

(広報活動)

第11条 広報活動においての学校名、学科名等の表示は、計画承認又は認可された名称を使用しなければならない。また、教育内容、卒業後の各種資格の取得等に関して誤認のおそれのある表示を行ってはならない。

2 広報活動は、次の各号に掲げるところに従い、学校設置計画承認後に行うことができる。

(1) 新聞、雑誌、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、ホームページ等の各種広報媒体による広報を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨の

文言を十分に認識できるよう表示すること。

- (2) 学校説明会、学校訪問等を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨、相手方へ正確に説明すること。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 3 月 31 日以前に設置した中学校の校舎床面積及び運動場面積については、当分の間別表のとおりとする。ただし、当該中学校の校舎床面積及び運動場面積が第 5 条に定める基準を超える場合は第 5 条に定める基準によることができる。
- 3 平成 15 年 3 月 31 日以前に設置した中学校についても、その校舎床面積及び運動場面積が第 5 条に定める基準に足りない場合は、これを充足するよう努めなければならない。
- 4 中学校の収容定員の増員に係る学則変更認可については、原則として、同一の設置者による既設の併設高等学校の収容定員を限度として認めるものとする。
- 5 前項の場合における中学校の校舎床面積及び運動場面積については第 5 条によるものとする。ただし、平成 15 年 3 月 31 日以前に設置した中学校については、附則第 2 項によることができる。
- 6 平成 15 年 3 月 31 日以前に同一の設置者によって設置された併設関係にある中学校及び高等学校において、現状の教育環境を下げずに併設高等学校の収容定員を減員し、これと同数以下の範囲で中学校の収容定員を増員する場合は、当分の間、中学校の校舎床面積及び運動場面積についてはその基準を充足しているものとみなす。
- 7 神奈川県私立中学校設置基準（平成 14 年 4 月 1 日施行）は、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この取扱基準は、学校の設置と併せて学校法人を新設する場合も適用する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

別表（附則〔平成15年4月1日施行〕第2項関係）

生徒1人当たりの基準面積

	平成2年7月31日以前に設置 又は学校設置計画申請した中学校	平成2年8月1日以後に学校 設置計画申請した中学校
校舎床 面 積	3.3平方メートル以上。 ただし、総面積は660平方メ ートルを下らないこと。	10平方メートル以上。
運動場 面 積	9.9平方メートル以上。 ただし、総面積は1,650平方メ ートルを下らないこと。	12平方メートル以上。 ただし、総面積は6,000平方メ ートルを下らないこと。